

V. 入学手続

※英語版は、284ページからです。As for English version, see page 284.

所定の期限までに次の手続を完了してください。詳細は、合格通知書に同封される入学手続書類で必ず確認してください。期限までに入学手続を完了しない場合には、入学を許可しません。

1. 学生納付金の納入

日本国内居住者

本学所定の振込依頼書を用い、金融機関の窓口から「電信扱」で振り込んでください。納入金額と納入方法等詳細は入学手続書類でお知らせいたします。

	納入期間	納入金額
2023年春（4月）入学者	2023年2月1日（水）～2023年3月9日（木）	入学手続時納入必要額の全額
2023年秋（9月）入学者	2023年8月14日（月）～2023年8月30日（水）	

⇒ 上記の手続が完了したことが確認でき次第、「入学許可書」を発行します。

※脳科学研究科合格者で「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金」を申請する者は、(1) 2022年12月15日（木）までに登録料（入学金相当額）の納入と(2)「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金受領意思確認書」（所定様式。対象者には合格通知書とともに送付）の提出が必要です（奨学金の詳細については298ページを参照してください）。

日本国外居住者

以下に、参考として現段階での入学手続方法の概要を示しますが、変更になる場合がありますので、必ず合格者に送付される「合格通知書の送付と入学手続等について」にしたがって手続を行ってください。

【参考】入学手続方法の概要

金融機関の窓口から送金してください。納入金額と納入方法等詳細は入学手続書類でお知らせいたします。

	納入期間	納入金額
2023年春（4月）入学者	2022年12月15日（木）までに納入してください。 ※文化情報学研究科春期入試特別学生合格者およびスポーツ健康科学研究科合格者は、 2023年2月9日（木）まで に納入してください。	入学手続時納入必要額の全額
2023年秋（9月）入学者	2023年4月1日（土）～2023年6月20日（火）	

本学では、日本国外に居住している合格者のために、留学ビザ取得のために必要な在留資格認定証明書の代理申請を行っています。代理申請を希望する場合は、次の手続をしてください。詳細は入学手続書類でお知らせします。

- ①上記の期限までに入学手続時納入必要額の全額を納入してください。
- ②「在留資格認定証明書」の代理申請必要書類（申請書ならびに日本留学・滞在に必要な経費支弁に関する証明書等）を下記の期日までに留学生課へ送付してください。必要書類の詳細は282ページを参照してください。

	提出期限
2023年春（4月）入学者	2022年12月15日（木） ※文化情報学研究科春期入試特別学生合格者およびスポーツ健康科学研究科合格者は 2023年2月9日（木）
2023年秋（9月）入学者	2023年6月20日（火）

- ③上記①および②の手続完了が確認できた者から順に、法務省に「在留資格認定証明書」の交付を本学が代理申請します。

※脳科学研究科合格者で「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金」を申請する者は、(1) 2022年12月15日（木）までに登録料（入学金相当額）の納入と(2)「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金受領意思確認書」（所定様式。対象者には合格通知書とともに送付）の提出が必要です（奨学金の詳細については298ページを参照してください）。

- ④ 「在留資格認定証明書」が交付されましたら、「入学許可書」とともに送付しますので、居住する国にある日本大使館あるいは総領事館に持参し、留学ビザ発給を申請してください。
- ⑤ 日本に入国する際は、必ず留学ビザを取得のうえ、在留資格（留学）で入国してください。留学ビザを取得しなかった場合、帰国して留学ビザを取得しなおす必要があります。
- ※ 学生納付金を外国送金する際の手数料等を過剰に入金した場合の過剰額は、翌学期の学費に充当します。

◆在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility：COE）取得のために必要な
経費支弁に関する証明書について◆

①本人が経費を支弁する場合

- 本人名義の預金残高証明書（1年間の学費＋生活費月額100,000円×12ヶ月分以上の残高があるもので、日本に送金可能な銀行および通貨のもの）
- 本人の在職証明書
- 本人の年収証明書

②本人の親族等が経費を支弁する場合

- 経費支弁者（送金者）自身が記入した「経費支弁書」（本学所定用紙）
日本語または英語以外で記入した場合は、日本語訳または英語訳を添付のこと（本人訳不可）
- 送金者名義の預金残高証明書（1年間の学費＋生活費月額100,000円×12ヶ月分以上の残高があるもので、日本に送金可能な銀行および通貨のもの）
- 経費支弁者（送金者）の在職証明書
- 経費支弁者（送金者）の年収証明書
- 本人との関係を示した証明書（戸籍謄本、住民票、親族公証書等のうちのいずれかひとつ）

③奨学金による場合

- 奨学金給付額、給付期間、支給機関、支給団体が明記された奨学金給付証明書

④日本在住者が経費を支弁する場合

- 経費支弁者自身が記入した「経費支弁書」（本学所定用紙）
- 総所得金額の記載のある書類（源泉徴収票、確定申告書控（写）、住民税の課税証明書、所得税の納税証明書のうちのいずれかひとつ）
- 経費支弁者が本人の親族の場合は、本人との関係を示した証明書（戸籍謄本、住民票、親族公証書等のうちのいずれかひとつ）
- 知人、友人の場合は、本人との関係を詳しく記した説明書、一緒に写っている写真等

* 経費支弁者が複数の場合は全員について必要書類を記入・提出してください。

* 経費支弁に関する証明書に関して、不明な点がある場合は、国際センター留学生課国際入学係（今出川校地）に問い合わせてください。

2. 入学手続書類の提出

(1)提出日：入学式当日（各研究科事務室の指示に従ってください。）

(2)提出方法：持参

(3)提出場所：各研究科事務室から指示する。

(4)提出書類：

①卒業（修了）証明書

出願時に卒業（修了）見込証明書を提出して受験した者のみ提出してください。なお、入学資格の要件を満たし、在学中の大学を卒業することなく、本学に入学する者は退学証明書を提出してください。

②住民票記載事項証明書

入学後に居住する住所の住民票記載事項証明書を提出してください。

③誓約書兼連絡人届（本学所定用紙、合格者へ送付）

連絡人は原則として父または母とし、入学手続者が本学在学中、本人不在時の大学からの連絡事項を本人に代わって受信し、責任を持って本人に連絡できる人でなければなりません（連絡人は日本に在住しているか否かは問いません）。

注意事項

いったん納入された登録料または入学金はいかなる事情があっても返還いたしません。

入学手続を完了した後、下記の期日までに所定の方法（「入学辞退理由書」の提出および「入学許可書」の返還）により入学手続を取り消す場合に限り、学生納付金から入学金を差し引いた金額を返還します。

	入学手続取消締切日
2023年春（4月）入学者	2023年3月31日（金）（消印有効）
2023年秋（9月）入学者	2023年9月20日（水）（消印有効）

「在留資格認定証明書」の代理申請を行った者については、上記の手続に加え、入学手続取消締切日までに「在留資格認定証明書」の返還が必要になります。詳細は入学手続書類で確認してください。